

個人情報（ゲノムデータ含む）の保有と取扱い

○個人情報保護法における定義

平成 29 年 5 月、個人情報保護法が改正され“個人情報”の定義が拡大された。

個人情報保護法

第 2 条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報^{※ 1}であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

例：氏名、生年月日、住所、年齢、性別、電話番号のほか、顔写真や音声記録も特定の個人を識別できれば「個人情報」に含まれる。（倫理指針ガイダンス）

二 個人識別符号が含まれるもの

追加された項目

例：DNA を構成する塩基配列、顔、虹彩、声紋、歩行の様態、手指の静脈、指紋・掌紋
パスポート番号、年金番号、運転免許証番号、マイナンバー、国民健康保険や介護保険の被保険者証

※ 1：個人に関する情報

氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限らず、個人の身体、財産、職種、肩書等に関して、事実、判断、評価、個人の内心、外観、活動等を表す全ての情報をさし、インターネット等で公にされている情報や、映像、音声情報も含まれ、匿名化されているかどうかは問わない。（倫理指針ガイダンス）

現行の条例規定

- ・市長は、事業参加者の遺伝子配列情報を保有してならない。(第6条第2項)
- ・医学研究科長は、連結可能匿名化に当たり作成された個人情報及び新たに付された番号等の対応表を保有してはならない。(第7条第1項)
- ・研究者等は、連結可能匿名化に当たり作成された個人情報及び新たに付された番号等の対応表を保有してはならない。(第8条第4項)

<0次予防コホート事業において長浜市と京都大学が保有する個人情報>

長浜市	京都大学
氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、メールアドレス、特定健診データ	ゲノムデータ、顔写真 (匿名化IDのもと管理)

従来から京都大学で保有されていたゲノムデータが法改正により個人情報（個人識別符号）に位置づけられたため、個人情報を保有している状態になった。

見直しの方向性

- ・市長（市）は、ゲノムデータを引き続き保有しない。
- ・医学研究科長（京都大学）は、ゲノムデータを保有できないと研究自体が滞り、研究成果が導き出せないため、ゲノムデータ（個人識別符号）を保有できるよう規定を見直してはどうか。
- ・加えて当該個人情報の適切な管理を求めるため、行政機関個人情報保護法(国立大学に適用される法律)を遵守することを規定に追加してはどうか。